

東 司 発 第 4 8 6 号
平成20年11月18日

司法書士試験合格者各位

東京司法書士会
会長 小村 勝

東京司法書士会主催
平成20年度 新人研修会のご案内

司法書士試験に合格され、誠におめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

さて、当会では、未受講の既登録会員および1年以内に当会に登録申請をされる司法書士有資格者を対象に、標記研修会を下記の要領により開催いたします。

標記研修会の後には、日本司法書士会連合会主催の中央研修会および関東ブロック研修会が開催され、司法書士の職務像および職務環境ならびに実務処理に関する基本的事項について学ぶこととなります。当会では、これらの研修に先立ち、各分野に精通し活躍している当会会員を講師に配し、具体的事例に基づきながら、より実践的な研修を開催いたします。

また、当会では、登録申請時（司法書士法9条）までに上記の三研修会を修了されるよう指導しておりますので、奮ってご参加下さいますようご案内申し上げます。

なお、標記研修会修了者のうち希望者（原則として未登録者に限る）は、当会が指定する新入会者配属研修所（原則として当会会員事務所）において、指導会員の受託事件を直接教材として、嘱託の開始から完結に至る一連の司法書士実務を見聞・実習する「配属研修」を受講することができます。詳細は、標記研修会中にご案内いたします。

記

1. 日 程 平成20年12月2日(火)～平成20年12月22日(月)のうち、
10日間（別紙① 日程表参照）
2. 会 場 ベルサール神田 3階「ROOM1～4」
東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル3階
（研修会場案内図 参照）
3. 対 象 ① 東京司法書士会・既登録会員（本研修会未受講の者に限る）
② 東京司法書士会・入会予定者（入会手続き中の者に限る）
③ 1年以内に東京司法書士会に入会を予定している司法書士試験合格者

4. 講 師 東京司法書士会 会員（別紙① 日程表参照）
5. 募集人数 300名（原則、先着順）
※ 申込者多数の場合、当会既登録会員・当会入会予定者（入会手続中の者に限る）を優先いたしますので、予めご了承下さい。
6. 受講料 金 33,000円
※ 郵便振替にて、通信欄に、**必ず受講申込人の住所、氏名、電話番号を明記の上、口座番号「00160-8-4253」**
口座名「東京司法書士会」までお振り込み下さい。
なお、振込手数料は受講申込人においてご負担下さい。
7. 申込方法
別紙②の申込書に**必要事項**を記入し、**（必須事項に記入漏れがある場合、申込は無効となります。）**同封の払込取扱票、もしくはゆうちょ銀行備え付けの払込取扱票にて受講料を納付し、**振替払込請求書兼受領証を申込書に貼付した上で、当会事務局までFAXにてお申込み下さい。振替払込請求書兼受領証を貼付していない申込書は全て無効となりますので、ご注意下さい。**
- ◆ 申込受付開始：**平成20年11月19日（水）午前9時より**
※ 受付開始前のお申込は**全て無効とさせていただきます。**
- ◆ 申込先：東京司法書士会事務局 **FAX 03(3353)9239**
※ **申込受付は、FAXのみとさせていただきます。（持参または郵送による申込受付は行いません。）**
※ **申込の到達確認に関するお問い合わせには、一切応じません。**
8. 申込締切日 **平成20年11月26日（水）午後5時まで**
9. 受講者の発表について
申込者が募集人数を超過せず申込者全員が受講者となった場合は、当会ホームページ（<http://www.tokyokai.or.jp>）および当会掲示板（東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階）に掲示いたします。
申込者が募集人数を超過した場合に、残念ながら受講者となれなかった方には、当会より個別に通知いたします。
なお、その際は、受講料より振込手数料を控除せずに返金いたします。
10. 注意事項
(1) **受講申込みのキャンセルについて**
諸事情により申込をキャンセルされる場合は、**必ず11月28日（金）午後5時までに事務局までご連絡下さい。**受講料は、振込手数料を控除した上で返

金いたします。

なお、11月28日（金）午後5時を過ぎてのキャンセルについては、受講料の返金はいたしません。

(2) 本研修会の修了認定について

最終日を除き8割以上(全11回中9回以上)出席した受講生に付与します。

なお、15分以上の遅刻・早退については出席と認めませんので、ご注意ください。

(3) 研修で使用するテキストの配布について

本研修会の第1日目及び第2日目に研修会場にて行います。第2日目までに研修に出席できない方は、12月3日以降、当会事務局窓口にて配付します。
(午前9時～午後5時、ただし土日・祝祭日を除く)。

なお、テキストの貸与は一切行っておりませんので、研修当日に使用するテキストをご確認の上、ご持参下さい。

(4) 研修中の服装について

特に指定はありませんが、司法書士実務に関する研修であることを考慮し、司法書士事務所における執務時と同程度の服装を心掛けて下さい。

(5) 飲食について

① 食事は、土曜日の昼食以外は原則禁止です。

ただし、土曜日の昼食につきましては、研修会場内で食せますので、ご持参いただくか、会場外で済ませて下さい。

※ 土曜日の昼食は各自で準備して下さい。

② 研修会場内での飲料は可です。ただし、講義中は飲料の容器を卓上に置かないで下さい。

(6) その他

第2日の「不動産登記の実務①(売買等の相談と登記)」の講義内において、登録免許税計算の演習を行う予定ですので、電卓をご持参下さい。

以上

「平成20年度新人研修会」問合せ先

東京司法書士会 事務局 研修担当 大久保 TEL : 03(3353)9191 (代)

E-mail : t-kensyu@tokyokai.or.jp

東 司 発 第 4 8 7 号
平成20年11月18日

司法書士試験合格者各位

東京司法書士会
会長 小村 勝

東京司法書士会主催 平成20年度 新人研修会
「裁判所見学および法務局見学」のご案内

司法書士試験に合格され、誠におめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。
さて、当会では、主として司法書士実務未経験者を対象に、司法書士業務の中心となる登記実務および裁判実務の一端を体験していただくために裁判所見学および法務局見学を実施いたします。

実施要領は下記のとおりとなりますので、奮ってご参加下さい。

また、一人でも多くの方にご参加頂くために、必ず裁判所見学・法務局見学どちらかを選択してお申込み下さい。

なお、双方の見学をお申込みされますと、双方とも無効となりますのでご注意下さい。

記

1. 裁判所見学

- (1) 日 程 平成20年12月3日(水) 午後1時00分～午後3時30分
- (2) 会 場 東京地方裁判所
- (3) 内 容 地裁担当者から概略説明ののち、少人数グループに分かれて民事法廷の裁判傍聴を行います。

※ 司法書士簡裁代理権認定特別研修においては、簡易裁判所での裁判傍聴が必修となっておりますが、本見学会は当該特別研修とは何ら関係ありません。

2. 法務局見学

- (1) 日 程 平成20年12月5日(金) 午後1時30分～午後3時30分
- (2) 会 場 東京法務局
- (3) 内 容 不動産登記・商業登記・供託の各部門担当者から概略の説明を受けたのち、各部門の執務室内を見学いたします。

※ 集合時間・場所等の詳細は、標記研修会中にご案内いたします。

3. 定 員 各50名（原則、先着順）
※ 申込者多数の場合、東京会既登録会員・東京会入会予定者（入会
手続中の者に限る）を優先いたしますので、予めご了承下さい。
4. 参加資格 東京司法書士会主催 平成20年度新人研修会受講者
※ 本見学会のみのお申込は受け付けておりません。
5. 参加費用 無 料
6. 申込方法 別紙③の申込書に必要事項を記入のうえ、当会主催の新人研修会のお
申込と同時にFAXにて当会事務局までお申込み下さい。
- ◆ 申込受付開始 平成20年11月19日（水）午前9時より
※ 受付開始前のお申込は全て無効とさせていただきます。
- ◆ 申込先 東京司法書士会事務局 FAX 03(3353)9239
7. 申込締切日 平成20年11月26日（水）午後5時まで
8. 見学者の発表について
各見学会の見学者は、新人研修会開講日（12月2日）に、研修会場に掲示す
る方法にて発表いたします。
9. 注意事項
（1）本見学会への参加は、「東京司法書士会主催平成20年度新人研修会」の修
了認定とは一切関係ありません。
（2）本見学会は、東京地方裁判所および東京法務局の特別の御厚意により実施
するものですので、無断欠席は絶対しないようにして下さい。
（3）事情によりやむを得ず欠席される場合には、事前に欠席理由を明記のうえ、
欠席届を提出して下さい。（欠席届は特に書式等の指定はございません。）

以上

「裁判所見学および法務局見学」問合せ先

東京司法書士会 事務局 研修担当 大久保 TEL：03(3353)9191（代）

E-mail：t-kensyu@tokyokai.or.jp

平成20年度 東京司法書士会 新人研修会 日程表			
日程	開催日時	研修科目	講師
第1日	平成20年 12月2日(火) 18:00~21:00	開会式 倫理・綱紀 職務上請求書と本人確認	石川雅敏(豊島支部) 柏戸茂(港支部)
第2日	12月8日(月) 18:00~21:00	不動産登記の実務① (売買等の相談と登記)	菅原誠(台東支部)
第3日	12月10日(水) 18:00~21:00	不動産登記の実務② (抵当権等債権保全の相談と登記)	濱智幸(豊島支部)
第4日	12月12日(金) 18:00~21:00	不動産登記の実務③ (相続の相談と登記)	萩原孝子(新宿支部)
第5日①	12月13日(土) 9:30~12:30	不動産登記の実務④ (表示登記の基礎知識) (税金の基礎知識)	川村兼司(豊島支部) 市橋正造(千代田支部)
第5日②	12月13日(土) 14:00~17:00	実務アラカルト (相談の受け方) (開業体験談)	久我祐司(文京支部) 新人研修室
第6日	12月15日(月) 18:00~21:00	商業登記の実務① (設立と各種変更)	高橋聡英 (墨田・江東支部)
第7日	12月17日(水) 18:00~21:00	商業登記の実務② (増減資・新株予約権)	田口真一郎(田無支部)
第8日	12月19日(金) 18:00~21:00	商業登記の実務③ (公益法人制度改革)	久我祐司(文京支部)
第9日①	12月20日(土) 9:30~12:30	クレジット・サラ金問題の相談と 実務	安藤剛史(文京支部) 野口雅人(豊島支部)
第9日②	12月20日(土) 14:00~17:00	成年後見・家事審判の実務	山崎政俊(田無支部) 井藤智子(豊島支部)
第10日	12月22日(月) 18:30~21:00	修了証書授与式 懇親会	

- 会場は、全日程ともベルサール神田 3階「ROOM1~4」となります。
- 受付開始は、全日程とも研修開始の30分前となります。
- 土曜日開催の研修は、受付を2回行いますので、ご注意下さい。
- 第1日の午後5時50分頃は、受付が大変混雑しますので、なるべく早めにご来場下さい。
- 第2日は、電卓をご持参下さい。

研修会場案内図

- 所在 東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル
ベルサール神田 3階「ROOM1~4」
- 交通 地下鉄都営新宿線「小川町駅」より徒歩約2分
地下鉄東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」より徒歩約2分
地下鉄東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」より徒歩約2分
JR線、地下鉄東京メトロ銀座線「神田駅」より徒歩約6分
地下鉄東京メトロ東西線・千代田線・半蔵門線、地下鉄都営三田線「大手町駅」
より徒歩約8分



※ 駐車場はございませんので、お車でのお越しはご遠慮下さい。



■ 平成20年度 東京司法書士会 新人研修会 参加申込書 ■

私は、東京司法書士会主催の「平成20年度 新人研修会」につき、振替払込請求書兼受領書を貼付のうえ、下記のとおり申し込みいたします。

平成20年11月 日

● 参加申込者 フリガナ _____ (必須)
氏 名 _____ 印 _____ (男・女 / 満 _____ 歳) (必須)
・東京会会員の場合 支部名 _____ 支部 _____ 登録番号 _____ (必須)
・東京会入会手続中の場合 入会申込日 平成20年 _____ 月 _____ 日 (必須)

● 申込者住所・連絡先
〒 _____
_____ (必須)
Tel _____ (_____) _____ (日中連絡の取れる連絡先：携帯電話など) (必須)
(注) 申込後、住所・連絡先を変更した場合は、必ず事務局へ届け出て下さい。

● 司法書士試験合格年度(認定年度) 平成 _____ 年 (必須)

● 司法書士試験受験地 _____ 都・県・府・道 (必須)
(大臣認定の方は、次のいずれかに○を付けて下さい。 裁判所・検察庁・法務局)

● 開業(予定)地 東京都 _____ 市・区・町・村

● 開業(予定)時期 平成 _____ 年 _____ 月

● 実務経験(司法書士事務所勤務歴) _____ 年 _____ ヶ月

● 車椅子の使用等、受講にあたり特別なご事情のある方は下記に具体的にご記入下さい。
[_____]

振替払込請求書兼受領書 貼付欄

【注1】 必須事項に記入漏れがある場合、申込は無効となります。

【注2】 振替払込請求書兼受領書の貼付が無い場合、申込は無効となります。

東京司法書士会事務局 宛
FAX 03(3353)9239



■ 平成20年度東京司法書士会新人研修会 裁判所・法務局見学参加申込書 ■

私は、「東京司法書士会主催 平成20年度新人研修会 裁判所見学および法務局見学のご案内」の記載事項（特に注意事項）を十分理解したうえで、下記のとおり申し込みいたします。

平成20年11月 日

● 参加申込者 フリガナ _____ (必須)
氏 名 _____ 印 _____ (男・女 / 満 歳) (必須)

・ 東京会会員の場合 支部名 _____ 支部 _____ 登録番号 _____ (必須)

・ 東京会入会手続き中の場合 入会申込日 平成20年 _____ 月 _____ 日 (必須)

● 申込者住所・連絡先
〒 _____
_____ (必須)

Tel _____ (_____) _____ (日中連絡の取れる連絡先：携帯電話など) (必須)
(注) 申込後、住所・連絡先を変更した場合は、必ず事務局へ届け出て下さい。

● 参加申込 (どちらか一方の□にレ(チェックマーク)をつけてください)

裁判所見学 (H20.12.3開催)に参加を申し込みます。

法務局見学 (H20.12.5開催)に参加を申し込みます。

両方選択するとどちらも無効となります。

【注1】 裁判所見学、法務局見学は、新人研修会の修了認定とは無関係です。

【注2】 申込後、事情により見学会を欠席する場合は、「欠席届」(様式自由)の提出が必要となります。

平成20年度 東京司法書士会 新人研修会

講義要項

平成20年11月

東京司法書士会 総合研修所 新人研修室

各講義の方針・内容等を、担当講師より紹介いたします。各講義を受講する際の参考として下さい。

なお、講義によっては【事前課題】を出題しておりますので、必ずご確認のうえ受講して下さい。

◆ 平成20年12月2日（火）「倫理・綱紀」

石川 雅敏 会員（豊島支部）

近年、司法書士の仕事は登記だけでなく成年後見、会社法務そして簡裁代理業務を含む裁判事務と活躍の場が広がってきましたが、残念なことに、ここ数年綱紀委員会にかかる案件数も格段に増えてきました。司法書士として仕事を始める前に傾向と対策を身につけておきましょう。

◆ 平成20年12月2日（火）「職務上請求書と本人確認」

柏戸 茂 会員（港支部）

1. 職務上請求書については、本年5月1日施行された改正戸籍法及び改正住民基本台帳法に基づく司法書士等職能に許される職務上請求書の使用方法等について解説します。
1. 本人確認については、本年3月1日に全面施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び「依頼者等の本人確認等に関する」会則・規程等における本人確認・意思確認並びに依頼内容の確認等を簡単に解説します。

◆ 平成20年12月8日（月）「不動産登記の実務①（売買等の相談と登記）」

菅原 誠 会員（台東支部）

不動産の売買を題材に、司法書士として通常必要と考えられる知識や執務姿勢を検証します。また、登記・法律以外の不動産の物理的な側面、取引の実際など不動産全般に渡って役立つ話となるように考えています。

※ 講義内において登録免許税の計算をしますので、各自電卓を持参して下さい。

◆ 平成20年12月10日(水)「不動産登記の実務②(抵当権等債権保全の相談と登記)」

濱 智幸 会員(豊島支部)

まず、債権保全の相談時に必要となる担保全般の知識について整理します。

次に、受託にあたって確認すべき事項について話をします。これは、抵当権設定登記に限らず登記全般にわたる重要な項目です。

最後に、(根)抵当権の設定登記と抹消登記について、契約書や関係書類を見ながら実務の流れを説明します。

また、政府系金融機関や銀行の再編についても話をします。

なお、事前課題はありませんが、資料については目を通しておいてください。講義では資料を基に実務の話をします。

◆ 平成20年12月12日(金)「不動産登記の実務③(相続の相談と登記)」

萩原 孝子 会員(新宿支部)

相続登記は、司法書士の一般的な日常業務です。しかし、内容的には幅が広く、全てを網羅することなど、とても出来ません。今回の講義では、一般的に業務として扱われるであろう相続案件の受託から登記完了書類の引渡しまでを、実務の経験談を交えつつ、業務の流れに沿って話していきたいと考えております。

◆ 平成20年12月13日(土)「不動産登記の実務④(表示登記の基礎知識)」

川村 兼司 会員(豊島支部)

表示に関する登記制度は、権利に関する登記と共に不動産登記法に規定された制度ですが、不動産の物理的状況を公示するという役目から、権利に関する登記とはまったく違った性質をもっています。その大きな違いを意識するために、表示登記制度の特徴と土地家屋調査士がどのような視点から調査確認業務を行っているかをご紹介します、司法書士の執務姿勢に関するお話をしていきたいと思えます。

◆ 平成20年12月13日(土)「不動産登記の実務④(税金の基礎知識)」

市橋 正造 会員(千代田支部)

司法書士の実務の現場では、税金は切っても切れない存在です。登録免許税はもちろんのこと、銀行や不動産業者での決済の際、お客様は当たり前のように税金の質問をしてくるこ

ともしばしばあります。また、登記等の依頼者の目的が、税金を少しでも節約することにあることもしばしばあります。実務に幅をもたせるためにも税金の知識をある程度持っていることは非常に有益です。

この講義では、司法書士の実務で直面することの多い税務（特に不動産の権利変動に関する税務）を中心に解説していきます。

◆ 平成20年12月13日（土）「実務アラカルト（相談の受け方）」

久我 祐司 会員（文京支部）

近時の不動産登記法・会社法等の改正による登記実務の大幅な変更や、成年後見業務、簡裁代理関係業務等の業務範囲の拡大によって、私たち司法書士の執務のあり方が大きく変わりつつあります。

すなわち、私たち司法書士は、法的サービスを提供する「サービス業」として、今まで以上に、クライアントとの直接かつ密度の濃いコミュニケーションが要求されるようになってきているのです。当然のことながら、そうした面での「サービスの品質」ということも重要になってきます。

折しも、司法の世界では、「リーガル・カウンセリング」ということが言われるようになり、広い意味での「リーガル・コミュニケーション」への関心が高まってきています。

この講義では、「相談」という局面におけるクライアントとのコミュニケーションのあり方を確認するとともに、「何を」「どのように」聞くことが必要なのか、「何を」「どのように」伝えることが必要なのか、について考えていきたいと思えます。

【事前課題】

1. 司法書士法3条1項5号、7号、8号、24条を確認してください。
2. 次のような相談を受ける場合、どのような点に注意しますか。

＜相談の概要＞

先日、とある町役場から「意向確認書」が送られてきました。

内容は、40年近く前に生き別れとなった父親について、成年後見の申立てをする意思があるかどうかを問うものでした。私が申立てをする意思がない場合は、町長が申立てをすることになると書いてありました。どのようにしたらよいのでしょうか？

3. 次の言葉を、できるだけ簡単に(小学校5年生が理解できる程度)で説明してください。

- (1) 登記識別情報
- (2) 登記原因証明情報
- (3) 遺留分

◆ 平成20年12月13日(土)「実務アラカルト(開業体験談)」

東京司法書士会 総合研修所 新人研修室

先輩司法書士の開業時のエピソードを座談会形式でご紹介します。具体的には、以下のテーマについて、お話する予定です。

- ① 開業の準備について(事務所の立地条件、運営形態、準備資金等)
- ② 客先の新規開拓、新規開業者が特に注意すべきこと
- ③ 報酬の立て方、取りはぐれを防ぐために注意すべきこと
- ④ 開業時に苦労したこと、困ったこと、悩んだこと
- ⑤ 失敗談、ヒヤっとした体験、思い出に残る案件
- ⑥ 開業を目指す後輩に対するアドバイス

◆ 平成20年12月15日(月)「商業登記の実務①(設立と各種変更)」

高橋 聡英 会員(墨田・江東支部)

会社法施行によって、画一的であった株式会社の機関等について、様々な選択が可能になりました。したがって、設立時において定款を作成する際には、顧客のニーズをくみ取って最適なものとするのが司法書士に求められております。今回の講義ではこの設立登記の手続について具体例、失敗談も交えてお話しいたします。

また、変更等の登記については、役員変更を中心に、本店移転、解散・清算等の各登記手続を題材に、受諾の際に確認すべき事項や、登記申請書、添付書類の作成上の注意等について、実務面から検討していきます。理論面よりも実体験に基づいた内容とし、実務に役立つ講義を心がけたいと思います。

◆ 平成20年12月17日（水）「商業登記の実務②（増減資・新株予約権）」

田口 真一郎 会員（田無支部）

平成18年5月に施行された現行会社法の大きな理念のひとつが、「当事者自治の重視」にあったことは、受講者の皆さんもご存じのとおりです。とりわけ、株式制度に関しては、種類の多様化、内容の事後決定の許容などの規制緩和が図られ、実務での活用が期待されています。

また、新株予約権に関しても、近時、その行使条件の相当性をめぐる重要な判例の進展があり、注目が集まっているところです。

本講義では、これらの分野における実例をできる限り多く取り上げ、その具体的問題点及び今後の実務上の課題を検討したいと考えます。

【事前課題】

建築及び設計を業とする甲株式会社の株主構成は、現社長であるAが60%、認知症により事理弁識能力を欠く常況にあるB（Aの妻）が7%、二級建築士であるC（ABの長男）が6%、一級建築士であるD（ABの次男）が5%、外部株主が22%である。Aは、加齢により物忘れを生じるようになったため、その地位をDに委譲したいと考えている。会社及び関係当事者の財産状態を任意に定めるものとして、Dの持株比率（議決権比率）を最大化するには、どのような手段があるか。

◆ 平成20年12月19日（金）「商業登記の実務③（公益法人制度改革）」

久我 祐司 会員（文京支部）

一般社団・財団法人法をはじめとする公益法人関連三法が本年12月1日より施行されます。本研修では、主に、1. 公益法人改革関連法令の改正の概要、2. 公益法人制度の概要、3. 公益法人制度に関連する登記実務（定款の作成、設立、移行等）を取り上げ、その解説を試みます。

【事前課題】

1. 一般社団法人または一般財団法人が行うことのできない事業をあげなさい。
2. 一般社団法人または一般財団法人を設立するのに、最低何人の人が必要ですか。
3. 一般財団法人を設立するのに、最低いくらのお金が必要ですか。内訳も述べなさい。
4. 有限責任中間法人の名称変更の登記の際の最低限の登記事項をあげなさい。

◆ 平成20年12月20日(土)「クレジット・サラ金問題の相談と実務」

安藤 剛史 会員(文京支部)

ここ数年、簡裁代理権の取得・最高裁判例の蓄積・実務の積み重ねなどによって、クレサラ事件は司法書士にとって比較的取り組みやすい環境が整いつつあります。

しかし、「やり易くなった」「誰でもできる」といった安易な考え方が手抜きや定型的な事件処理に繋がり、トラブルに発展するケースがあるのも事実です。

本講義では、クレサラ事件の全体像、実際に相談にあたる際に注意すべき点、トラブルに発展しないような事件処理をするための心構えなどをお話したいと思っています。

前半の講義では、各整理手続についての細かい知識よりも、考え方や取り組み方に焦点をあてて総論的なお話をする予定です。

◆ 平成20年12月20日(土)「クレジット・サラ金問題の相談と実務」

野口 雅人 会員(豊島支部)

簡裁代理権を取得して以降、多くの司法書士がクレサラ業務に取り組むようになったが、歴史が浅いこともあり、司法書士のクレサラ業務はまだ未成熟な部分を残している。

今後、成熟していくためには、① 一人一人が研鑽を積み正確な知識を身につけること、② 研修や勉強会等で最新の情報に接すること、③ 相談業務に積極的に参加して経験を積むこと、④ 使命感、責任感、倫理観をもって業務にあたること、が不可欠である。

新人研修の講義では、時間の制約もあり、深い講義は出来ないが、受講者の方々がクレサラ業務に関心を持てるような講義をしたいと考えている。一人でも多くの方がクレサラ業務に関心を持って頂ければ幸いである。

◆ 平成20年12月20日(土)「成年後見・家事審判の実務」

山崎 政俊 会員(田無支部)

井藤 智子 会員(豊島支部)

本講義では、前半で成年後見制度の概要を述べ、後半にて現在実際に進行中の成年後見の事例に基づき、受託の経緯・事件の概要・後見事務の内容等を紹介する。そして、これらを通じて、成年後見の実務の一端を、具体的にお伝えしたい。事例としては、法定後見3例、任意後見2例を取り扱う予定である。

なお、時間の関係で法制度の詳細な説明はできないが、不足分は、実務上、重要と思われる参考図書を挙げているので、そちらを参考にされたい。